

事務局説明資料(暗号資産に係る規制の見直しについて)

2025年10月22日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 業規制（各論）

- (1) 業規制の基本的な方向性
- (2) 業規制の個別の論点
- (3) 銀行・保険会社等における暗号資産交換業等の検討の方向性

II. 無登録業者への対応等

III. 海外業者・DEXの取扱い

IV. 不公正取引規制（各論）

- (1) インサイダー取引規制
- (2) その他の不公正取引規制
- (3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント

V. 暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

業規制に関するこれまでの議論

(第2回WGでの御指摘)

□ 第2回WGでは、以下の基本的な方向性について概ね賛同いただいた。

- 暗号資産の売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融商品取引業に相当する規制を課す
- 暗号資産に係る現行法上、金商法では法令レベルで定められている規制が、JVCEAの自主規制で義務付けられているものについて、普遍性の高い規制については法令レベルに引き上げる
- 暗号資産の不正流出リスクが高い特性等を踏まえた安全管理措置等に関する特別の規制については、引き続き同様の規定を整備していく

□ また、第2回WGでは、業規制に関する留意すべき点として、主に以下の御指摘があった。

- 兼業規制については、証券会社を念頭に置いた規制がイノベーションの促進を著しく阻害することにならないよう、慎重に制度設計を図る必要がある。
- 兼業規制、顧客預かり資産の保護、暗号資産の発行者や顧客に対する中立性、自己資本規制比率は重要。既存の取引所や金商業者と同様とすべきかは別にして、主要株主や業務管理体制のチェックが必要な場合がある。
- サイバー攻撃に関する不正流出リスクに関する取組等について、現時点でエコシステム全体として取組が十分とは言い難い。規制の中で新しい枠組みが必要。
- 暗号資産交換業者が破綻した場合の口座移管や資産の返還手続について、現行の規制で十分に対応できているのか改めて考えてみる必要。
- 伝統的金融と分散的金融がコmingルしない、きちんと分離してリスクを波及させない仕組みをつくるべき。
- 自主規制機関について、過度な負担とならないよう留意する必要があるが、体制強化が必要。

業規制の基本的な方向性

- 暗号資産の売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融商品取引業に適用される規制と同様の規制を適用することとし、(第一種金融商品取引業には相当する規定がなく) 現行の資金決済法に設けられている暗号資産の性質に応じた規定については、金商法に新たに設けていく。

主な規制	暗号資産交換業	金融商品取引業 (第一種金融商品取引業)
主要株主規制	×	○
財産的基礎に係る規制(資本金・純財産)	○(1千万円以上)	○(5千万円以上)
株式会社要件	○	○
取締役会等の必置	×	○
会社法上の非公開会社の特例の適用除外	×	○
取締役等の就任等に係る届出	×	○
兼業規制	×	○
業務管理体制の整備	○	○
自己資本規制比率	×	○
責任準備金積立義務	×	○
標識掲示・商号等の縦覧	×	○
名義貸しの禁止	○	○
広告規制	○	○
取引態様の事前明示義務	○	○
契約締結前の情報提供義務・説明義務	○	○
契約締結時等の情報提供義務	○	○
保証金の受領に係る書面交付	○	○
指定紛争機関との契約締結義務等	○	○
分別管理義務	○	○
履行保証暗号資産	○	×
暗号資産の優先弁済権	○	×
顧客財産を管理する場合の短期の報告書作成義務	○	×

業規制の基本的な方向性（続き）

主な規制	暗号資産交換業	金融商品取引業 (第一種金融商品取引業)
虚偽表示・虚偽告知の禁止	○	○
断定的判断の禁止・不招請勧誘の禁止・勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止	○	○
迷惑時間勧誘の禁止	×	○
役員等の地位の利用の禁止・インサイダー取引の受託等の禁止・法人関係情報を利用した勧誘等の禁止	×	○
フロントランニングの禁止・作為的相場形成取引の禁止	○	○
特定少数銘柄の一斉・過度の勧誘の禁止・大量推奨販売の禁止	×	○
信用取引の自己向かいの禁止	×	○
空売り関連規制	×	○
損失補填の禁止	×	○
適合性の原則	○	○
最良執行方針の策定・公表義務	○	○
顧客の有価証券／暗号資産を担保に供する行為等の制限	×	○
信用供与を条件とする売買受託の禁止	×	○
引受人の信用供与の制限	×	○
特定投資家を相手方とする場合の規制の柔構造化	×	○
説明書類の縦覧	×	○
議決権の過半数が一の団体により保有されることとなった場合の事後届出義務	×	○
外務員制度	×	○
情報の安全管理	○	○
新規商品(暗号資産)の取扱いに係る事前届出	○	×
委託先に対する指導	○	△(監督指針)
(犯収法に基づく)取引時確認義務等	○	○
(犯収法に基づく)トラベルルール(注)	○	×

(注)暗号資産交換業者は、顧客の依頼を受けて他の暗号資産交換業者が管理するウォレットに暗号資産を移転する際、当該他の暗号資産交換業者に対し、送付人と受取人の情報を通知する義務を負い(犯収法10条の5)、これをトラベルルールと呼ぶ。

業規制の個別の論点(兼業規制)

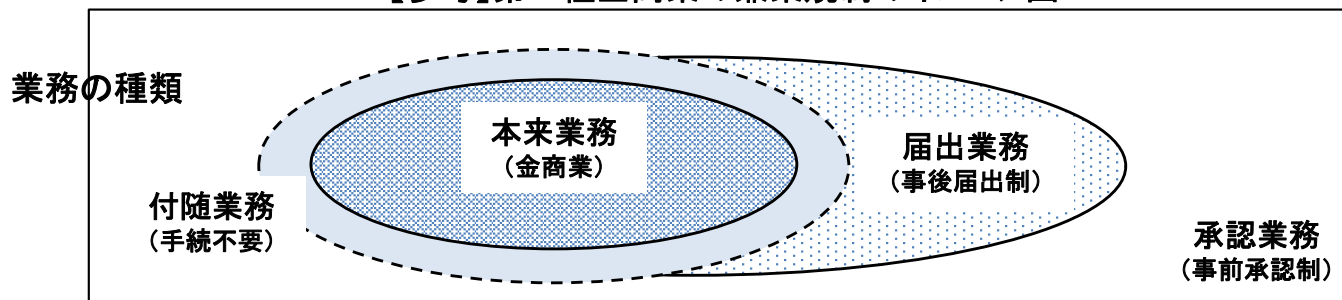
(兼業規制)

- 第一種金商業では、他業(本来業務以外の業務)での失敗が経営の基礎を危うくすることのないようにする観点から、兼業規制が課されている。第一種金商業の兼業規制は、金商業者の業務を一定の範囲内に制限するものでなく、他業を営んでも問題がないか確認するものであり、そのための手続は、本来業務(金商業)との関連性等に応じ、業務ごとに異なる。具体的には、他業が付随業務・届出業務・承認業務に分類され、前二者に該当しないものは、承認業務として事前承認を受けることを要するものとされる。
- 暗号資産交換業者については、現行法上、兼業規制は設けられておらず、実際に暗号資産交換業以外にも多様な業務が行われている状況にある。暗号資産交換業を金商法で規律する場合、現行と同様に兼業規制を設けないことも考えられるが、他業のリスクによる投資者に不測の影響が生じることのないよう、暗号資産交換業との関連性等に応じ、行政による一定の事前チェックを行うことが適当ではないか。例えば、暗号資産交換業では、第一種金商業の場合に比べ、これを本業としない業者(注1)の参入も想定されることを踏まえ、特段の手続を経ずに行える付随業務(注2)として法令上に列挙した業務以外は、事前承認ではなく事前届出を求めることなどが考えられるのではないか。

(注1) 例えば、通信関連サービスを広く提供している業者など

(注2) 例えば、暗号資産やブロックチェーン等に係るコンサルティング業務、電子決済手段等取引業など

【参考】第一種金商業の兼業規制のイメージ図



※ なお、第一種金商業者など、暗号資産交換業以外の業務を行う金商業者が、暗号資産交換業を行おうとする場合には、変更登録を必要とすることとする。

[参考]兼業規制

○金融商品取引法(抄)

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)

第三十五条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

- 一 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
- 二 第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け
- 三 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)

[四～十六 略]

十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

2 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等に係る業務
- 二 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務(前号に掲げる業務を除く。)
- 三 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務

[四～六 略]

七 その他内閣府令で定める業務

3 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。

5 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者の保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

[6・7 略]

業規制の個別の論点（利用者財産の管理）

（利用者財産の管理）

- 現行の資金決済法では、暗号資産交換業者は、流出リスクを低減させる観点から、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産をコールドウォレット（常時インターネットに接続されていないウォレット）等で管理し、ホットウォレット（コールドウォレット等以外のウォレット）で管理する顧客の暗号資産については、流出時の補填に資するよう、別途見合いの弁済原資（同種・同量の暗号資産）を保持することが義務付けられている。
- また、現行の資金決済法では、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失等の防止など、情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務が設けられている。
- 他方、最近の流出事案では、ソーシャルエンジニアリングが用いられるなど、手口がより巧妙化しているところ、暗号資産を金商法の規制対象とする場合、暗号資産の流出リスクへの対応の観点から、引き続き上記の義務を課すとともに、新たに法律上の義務として利用者財産の安全管理義務を定め、サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策の強化を求めることとしてはどうか。その際、具体的なセキュリティ対策については、技術の進展等を踏まえて柔軟に対応できるようガイドライン等で定めることが適當ではないか。
- ※ なお、事業者が、利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を預かるにとどまる場合には、暗号資産の管理を行っているものではないため、暗号資産交換業の登録は不要とされているが、秘密鍵の紛失等が生じた場合、利用者が暗号資産を移転できなくなるリスクがある。現状では、一般投資家は、国内の暗号資産交換業者が提供するウォレットを利用することが中心であるため、そうしたサービスについて直ちに規制を設ける必要性は低いと考えられるところ、当該事業について暗号資産交換業の対象とすることは規制が過重なものとなり得るとの指摘があることも踏まえ、どのように規制していくべきか、将来的な課題として検討していくことが適當ではないか。

[参考]利用者財産の管理

○資金決済に関する法律(抄)

(情報の安全管理)

第六十三条の八 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 [略]

2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3 [略]

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第六十三条の十九の二第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 [略]

業規制の個別の論点(責任準備金)

(責任準備金)

- ❑ 金商法では、第一種金商業者に対し、証券事故発生時の顧客への賠償金の支払いを円滑にするため、責任準備金の積立てが義務付けられ、業者側の違法・不当な行為につき顧客の損害を補償する場合以外は、個別に行政の承認を受けなければ責任準備金を使用することができない。
- ❑ 暗号資産交換業者に第一種金商業者相当の規制を課す場合、責任準備金の積立義務も課すことが考えられるが、現行規定はハッキングによる顧客財産の流出事案を想定していないため、現行規定をそのまま暗号資産交換業者に適用すると、ハッキングにより顧客の暗号資産が流出したとしても、業者の違法性・不当性がない場合、個別に承認を受けなければ、責任準備金による補償を行うことはできないことになる。
- ❑ このため、ハッキングによる顧客暗号資産の流出事案に備え、過去の流出事案の発生状況等を踏まえた適切な水準の責任準備金の積立てを求めるとともに、流出事案の原因究明に時間を要し、迅速な顧客対応を損なうことのないよう、流出事案が生じた際は、承認を受けずに責任準備金による補償を可能とすることが適当ではないか。また、補償の原資を確保するための選択肢を拡大する観点から、責任準備金の積立てに代えて、又は責任準備金の積立てと併せて、保険加入による補償原資の確保を認めることとしてはどうか。

○金融商品取引法(抄)

(金融商品取引責任準備金)

第四十六条の五 金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の取引量に応じ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合その他内閣府令で定める場合のほか、使用してはならない。

○金融商品取引業等に関する内閣府令(抄)

(金融商品取引責任準備金)

第一百七十五条 金融商品取引業者は、事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第四十六条の五第一項の規定による金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

[一・二 略]

2 法第四十六条の五第二項に規定する金融商品取引責任準備金を使用できる場合は、金融商品取引業者が、事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金のうち前項第二号イからルまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずす場合その他所管金融庁長官等の承認を受けた場合とする。

業規制の個別の論点(業務管理体制の整備)

(業務管理体制の整備)

- 現行の資金決済法では、暗号資産交換業者に対し、取引に関して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは取引の停止等を行うなど、利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることが義務付けられている。
- 金商法では、金商業者に対し、業務の類型毎に金商業を適確に遂行するための業務管理体制の整備を義務付けているところ、暗号資産を金商法の規制対象とする場合、暗号資産交換業者にも業務管理体制の整備を義務付け、現行の資金決済法で義務付けられている措置を講じることに加え、顧客保護の観点からより一層の体制整備を求めることが適当ではないか。例えば、①取り扱う暗号資産の審査体制、②顧客がリスク負担能力の範囲内で取引を行うことを確保するための確認を行う体制、③売買監視体制、④暗号資産の発行者が情報提供規制に違反した場合には、当該暗号資産を取り扱わないようにするための体制、等の整備を求めているかどうか。

[参考]業務管理体制

○金融商品取引法(抄)

(業務管理体制の整備)

第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

○資金決済に関する法律(抄)

(利用者の保護等に関する措置)

第六十三条の十 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

○暗号資産交換業者に関する内閣府令(抄)

(その他利用者保護を図るための措置等)

第一百七十五条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産交換業について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
- 二 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置

[三～九 略]

2 [略]

業規制の個別の論点（退出時における顧客財産の適切かつ円滑な返還）

（退出時における顧客財産の適切かつ円滑な返還）

- ❑ 市場制度WGにおいて、金商業者の退出時における顧客財産の適切かつ円滑な返還を確保する観点から、現在の経営陣には適切な業務運営が期待できない場合に、行政において管理人を選任し、当該経営陣に代わって業務及び財産を管理すること等を可能とする仕組みを導入することが検討されている。
- ❑ 暗号資産交換業者が破綻した場合等の業者の退出時における顧客財産の移管や返還が適切かつ円滑に行われるよう、暗号資産交換業者もこのような仕組みの適用対象とすることが適当ではないか。

- 一般に、投資家が有価証券の取引等を行うためには金融商品取引業者を介する必要があるが、金融商品取引業者の適切な業務運営を確保することが、市場に対する信頼を維持する上で不可欠であるところ、仮に経営上の問題等により退出する場合でも、その過程で投資家が不測の損害を被ることのないよう、顧客財産の分別管理の徹底等により、顧客財産が適切に返還されるようにするため、以下の規制が整備されている。
- ・ 顧客財産の分別管理義務(金融商品取引法第43条の2～第43条の3): 顧客から預託を受けた金銭、有価証券等を自己の固有財産と分別して管理(金銭は信託等)しなければならない。
 - ・ 退出時における顧客財産の返還義務(金融商品取引法第50条の2第8項、第56条): 廃業、登録取消し等の場合においては、顧客取引を結了し、かつ、顧客財産を返還しなければならない。
- しかしながら、これまでに、退出した金融商品取引業者において、常勤役員が長期にわたり不在となるなど、顧客財産の返還を行う者がいなくなった事案(注1)が発生している。このような事案では、仮に分別管理されていたとしても、顧客財産は依然として業者の管理下にあるため、顧客に返還されずに放置され続けるおそれがある(注2)。

(注1)事案の概要

- (1) 当該金融商品取引業者(第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業。以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われ、財務局が、当社に対し、業務停止命令(3か月間)及び業務改善命令を行った。
- － 支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を偽装している状況(虚偽の純財産額及び自己資本規制比率の届出等)
 - － 内部管理態勢の問題(①常勤役員が不在である状況、②役員による業務管理が行われていない状況)
- (2) その後((1)の業務停止命令期間中に)、当社の業務状況等に関し、以下の事実が認められたことから、財務局が、当社に対し、登録取消し及び業務改善命令を行った。
- － 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況(役員による明確な経営判断の下で業務管理が行われる適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築について(1)の業務改善命令により改善を求められていたが、この状況が依然として改善していないだけでなく、社員の大量解雇などにより顧客資産の返還や行政対応に更に支障を生じさせるなど、当該状況をさらに悪化させている状況)
 - － 純財産額が5,000万円に満たない状況
 - － 法令に基づいてする行政官庁の処分((1)の業務改善命令)に違反している状況

(注2) 当該事案では、その後当社において弁護士に委任して、顧客財産の返還(当社が販売した外国債券の元利金の支払)が図られている。

- ❑ こうした事案等を踏まえ、現行制度について、顧客財産の返還実務の執行態勢を確実にする仕組みを検討する必要があるとの指摘がある。
- ❑ この点、銀行や保険会社等については、その業務の運営が著しく不適切であること等の要件に該当する場合に、金融整理管財人や保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる制度が整備されているが、金融商品取引業者については、そのような制度は設けられていない。

	銀行	保険会社等 (保険会社、少額短期保険業者)	金融商品取引業者
業務及び財産の管理	金融整理管財人制度 (銀行の代表権・業務執行権・財産管理処分権を有する。) [預金保険法第5章]	保険管理人制度 (保険会社等の代表権・業務執行権・財産管理処分権を有する。) [保険業法第2編第10章第2節第1款・第2款]	—
金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置	あり [預金保険法第7章の2]	あり (保険会社が対象) [預金保険法第7章の2]	あり (証券会社等が対象) [預金保険法第7章の2]
補償制度等	預金保険制度 [預金保険法第3章]	保険契約者保護機構制度 (保険会社が対象) [保険業法第2編第10章第4節]	投資者保護基金制度 (証券会社等が対象) [金融商品取引法第4章の2]
清算手続等における当局の意見等	あり [銀行法第46条]	あり [保険業法第271条]	あり [金融商品取引法第65条の3]
監督庁による破産手続開始の申立て等	あり [金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490条等]	あり [金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490条等]	あり [金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490条等]

- そのため、金融商品取引業者の退出時における顧客財産の適切かつ円滑な返還を確保する観点から、現在の経営陣には適切な業務運営が期待できない場合に、行政において管理人を選任し、当該経営陣に代わって金融商品取引業者の業務及び財産を管理すること等を可能とする仕組みを導入する必要があると考えられるのではないかと。

【導入する仕組みのイメージ(案)】

・ 対象となる金融商品取引業者

問題事案は第一種金融商品取引業に関するものであるが、投資運用業等にも、顧客から金銭等の預託を受けることを前提とするものがあり、同様の事態が生じないとは言えないこと等に鑑みると、顧客財産の預託等を受ける金融商品取引業者全般を対象とすることが適当か。

・ 管理人の担い手

例えば、対象となる金融商品取引業者が投資者保護基金の会員である場合には投資者保護基金、金融商品取引業の実務に精通している金融商品取引業者やその自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会）、弁護士・公認会計士などが管理人の担い手として考えられるか。

・ 管理人による調査権限等

管理人に対し、対象となる金融商品取引業者の業務及び財産の状況等を適切に把握するため、その経営者等（経営者等であった者を含む。）に対する調査権限を付与するとともに、管理人の職務を行う過程において犯罪の端緒をつかむこと等も予想されることから、当該経営者等（経営者等であった者を含む。）の責任を明確にするための措置をとることを義務付けることが適当か（注）。

（注）官庁、公共団体等に対する照会・協力依頼権、秘密保持義務等についても併せて規定することを想定。

業規制の個別の論点(仲介業規制)

(仲介業規制)

- ❑ 令和7年資金決済法改正により、過不足のない規制を適用することによって電子決済手段や暗号資産の取引の媒介のみを行う事業者によるサービスの提供を行いやすくする観点から、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の類型が創設された。
- ❑ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は、所属制(暗号資産取引の仲介を行う場合は暗号資産交換業者に所属する)を採る等、金商法上の金融商品仲介業と基本的な規制の建付けが共通している。暗号資産取引を金商業規制の対象とすることに合わせ、**暗号資産取引に係る仲介業も金商法上の仲介業規制の対象とすることが適当ではないか**。その場合、必要な経過措置を設けた上で、基本的に金融商品仲介業に適用される規制(例えば外務員制度など)と同様の規制を適用することが適当ではないか。

[参考]暗号資産等取引に係る仲介業の創設

現状

- 日本で暗号資産ビジネスを行う場合には、暗号資産交換業の登録が必要。当該業においては、財務要件やマネー・ローンダリング規制が課される。
- **暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる（媒介する）行為のみを行う場合であっても、自らも暗号資産交換業者としての登録が必要となり、暗号資産の売買・交換を業とする者と同じの規制が課される。**

法改正後

- 暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について、**新たに「仲介業」を創設し、登録制とする。**【改正資金決済法第3章の4等】
 - ・ 特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う所属制を採用。【改正資金決済法第63条の22の3第1項第7号等】
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。【改正資金決済法第63条の22の12、第63条の22の15】
 - ・ 利用者資産を預からないため、財務要件は課さない。【改正資金決済法第63条の22の5、第63条の22の13】
 - ・ マネー・ローンダリング規制は、暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。
 （注）新たな仲介業は、電子決済手段（ステーブルコイン）も対象とする。
- 媒介のみを行う者に対して、**過不足のない規制を適用**することによって、事業者がサービスの提供を行いやすくなる。

【他分野における主な仲介業】

	銀行代理業	金融商品仲介業	保険募集人	金融サービス仲介業	暗号資産等仲介業
参入形式	許可	登録	登録	登録	登録
所属制	○	○	○	×	○
説明義務	○	○	○	○	○
財務要件	○	×	×	○	×

現行の暗号資産交換業等に係る銀行法・保険業法上の整理

- 銀行・保険会社本体及びグループが暗号資産交換業を営むことについては、暗号資産に関連する取引を営むことのリスクとして、**i マネー・ローンダリング等**に利用されるリスク、**ii 暗号資産の管理等にかかるシステムリスク**、**iii 暗号資産の保有に伴う価格変動リスク**のほか、これらのリスクが顕在化した場合の**レピュテーション・リスク等**が想起され、これらのリスク等に鑑みて、現行許容されていない。
- 銀行が暗号資産の取得・保有をすることは、法令上禁止されているものではないが、ファンドの出資先を通じて暗号資産を間接的に保有するケースなどが想定され、銀行法施行規則において、暗号資産の取得や保有に係る安全管理措置や健全性確保のための措置を求めることとし、仮に保有した場合については、**監督指針**において、**暗号資産の取得・保有は必要最小限度の範囲に留め（投資目的での保有は禁止）**、かつ、**銀行の固有業務の運営への支障や銀行グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある**ことが記載されている。

※保険グループも同様に、保険業法施行規則・監督指針が整備されている。

(参考)平成28年5月24日参・財政金融委員会における政府参考人答弁

一般論で申し上げますと、御指摘の**仮想通貨の販売、投資、勧誘等の業務が法令で銀行に認められております業務に該当するかどうかという点は、その業務につきまして、その銀行の固有業務との機能的な親近性やリスクの同質性があるかどうか、それから、その業務規模が銀行の固有業務に比して過大ではないかなどの観点から業務の態様に応じて判断されていくべきものであると考えております。**(略)

いずれにしましても、こういう判断に当たりましては、今回の法案に基づく法的枠組みの整備等を通じて、**仮想通貨が銀行や金融商品取引業者が取り扱うことがふさわしい社会的な信頼等を有する決済手段として定着していくかどうかといったことも十分見極めながら判断していく必要がある**と考えているところでございます。

(参考)金融機関の有価証券関連業の禁止等

現行、銀行及び保険会社は、有価証券関連業又は投資運用業を行うことを原則として禁止されている(金商法第33条第1項)。この例外として、以下の行為は許容されている。

- ― 他の法律の定めるところにより投資の目的をもって、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行う行為、
- ― 登録金融機関としての金商法上の登録を受けた場合には、有価証券関連業のうち、書面取次ぎ及び有価証券・取引についての一定の行為

銀行・保険会社本体及びグループによる暗号資産交換業等の考え方①

- 銀行・保険会社本体及びグループにおける暗号資産交換業に該当する行為等については、以下のとおり検討することが考えられるか。

1. 銀行・保険会社本体における取扱い

(1)暗号資産の発行・売買等

- 過去の整理における懸念点(i マネー・ローンダリング等を利用されるリスク、ii 暗号資産の管理等にかかるシステムリスク、iii 暗号資産の保有に伴う価格変動リスクのほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーション・リスク等)については、一定の規制・監督対応はなされているものの、これらの懸念点は引き続き残っているのではないか。
- 特に、銀行・保険会社本体が扱っている商品であることを以て、暗号資産のリスクや自らのリスク許容度を精査せずに取り引してしまう顧客が一定数生じるおそれがあることから、まずは、今般の規制の見直しにより、暗号資産の特性に応じた投資商品としての規制を整備することにより、投資者保護の充実が図られ、健全な取引環境が整備されることが先決であり、その後に対応を検討するべきではないか。
- 上記の懸念が存在する中、銀行・保険会社本体による暗号資産の発行・売買等を認めることについては、依然として慎重な検討が必要ではないか。

(2)暗号資産の仲介

- 銀行・保険会社本体による暗号資産の仲介について、その対象行為は、暗号資産の売買・交換の媒介であり、あくまで媒介業務に限られ、銀行・保険会社本体に与えるリスクは限定的なものと考えられる。
- しかしながら、(1)と同様、銀行・保険会社本体が扱っている商品であることを以て、暗号資産のリスクや自らのリスク許容度を精査せずに取り引してしまう顧客が一定数生じるおそれがあることから、銀行・保険会社本体に暗号資産の仲介を認めることについても慎重な検討が必要ではないか。

銀行・保険会社本体及びグループによる暗号資産交換業等の考え方②

(3) 自行・自社の投資目的での暗号資産の保有

- 銀行・保険会社本体は、自行・自社の投資目的での暗号資産の保有について、監督指針において、必要最小限度の範囲に留められているとともに、投資目的での保有は禁止されているところ、暗号資産が金商法の規制対象となることを踏まえ、市場の醸成とともに、銀行・保険会社に分散投資の手段を提供する観点から、**投資目的での暗号資産の保有を認めることとしてはどうか。**ただし、その場合、**十分なリスク管理・態勢整備等が行われていることが前提**と考えられる。
- 一方、業として、暗号資産を投資対象とする投資運用業を行うことは、現在、銀行・保険会社本体において投資運用業を行うことは、投資対象の種類に関わらず一律に禁止されていることを踏まえれば、**同様に禁止すべきと考えられるがどうか。**

2. 銀行グループ・保険グループの取扱い

- 銀行・保険会社の子会社については、①そもそも銀行・保険会社本体より業務範囲は広いこと ②銀行・保険会社本体が取り扱う場合に比べ、顧客が暗号資産のリスクや自らのリスク許容性を精査せず取引してしまうおそれも限定的であること ③子会社については、銀行・保険会社本体との関係で、一定のリスク遮断が図られること から、**子会社で暗号資産を取り扱うことを認める余地はある**と考えられる。
- 具体的には、暗号資産の売買等が金商法上の金融商品取引業に位置付けられることを踏まえ、**銀行及び保険会社の子会社である金融商品取引業者には暗号資産の発行・売買等及び仲介を認めることとし、銀行グループ・保険グループと一般の金融商品取引業者とのイコールフットイングを図ることが適当ではないか。**
- また、同様に、**銀行及び保険会社の子会社である金融商品取引業者が行う投資運用業についても、暗号資産を運用対象として認めることが適当ではないか。**

※銀行・保険会社の兄弟会社や関連会社についても同様の取扱いとすることが適当ではないか。

I. 業規制(各論)

- (1) 業規制の基本的な方向性
- (2) 業規制の個別の論点
- (3) 銀行・保険会社等における暗号資産交換業等の検討の方向性

II. 無登録業者への対応等

III. 海外業者・DEXの取扱い

IV. 不公正取引規制(各論)

- (1) インサイダー取引規制
- (2) その他の不公正取引規制
- (3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント

V. 暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

無登録業者への対応に関するこれまでの議論

(ディスカッションペーパーの記載)

□ ディスカッションペーパーでは、無登録業者への対応について、以下のように記載している。

検討の方向性

- 無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、より実効的かつ厳格な規制の枠組みが必要ではないか。

<参考>

- ・ 資金決済法上、無登録で暗号資産交換業を行った場合、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科(第107条第12号)。
- ・ 金商法では、無登録で金商業を行った場合の罰則は5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科(第197条の2第10号の4)。無登録で金商業を行う旨の表示や勧誘をすることについても1年以下の拘禁刑等の対象(第200条第12号の3)。
- ・ 金商業者については監視委の検査対象となり、無登録金商業者に対しては裁判所の緊急差止命令(の申立て)も可能(金商法第192条)。
- 暗号資産取引についての投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状に鑑みれば、暗号資産交換業に該当しない現物の暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について規制対象とすることが適当ではないか。

(暗号資産に関する苦情相談等)

□ 金融庁の「金融サービス利用者相談室」には、暗号資産に関連する相談が継続的に寄せられており(足下、月平均300件以上の相談)、その大半は詐欺的な暗号資産投資の勧誘や取引等に係るものとなっている。

<参考>「金融サービス利用者相談室」に寄せられる相談の一例

- ✓ SNSを用いた投資勉強グループ・投資セミナーへの勧誘を受け、暗号資産取引に投資したが出金できないトラブルに巻き込まれている。どこに相談すればよいか。
- ✓ インターネットのセミナーで、必ず値上がりするとか、高配当が得られるなどと勧められ、ICOで発行された暗号資産を購入したが、未だに上場が実現していない。
- ✓ 出会い系サイトやマッチングアプリ、SNS等をきっかけに、海外事業者のサイトを通じた暗号資産取引の勧誘を受けた。紹介された事業者で取引を行ったが、出金を求めたところ、保証金や税金等の名目で金銭等の支払を求められた。

無登録業者への対応

（無登録業者への対応）

- 無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、暗号資産の売買等について金融商品取引業の対象とすることにより刑事罰を強化することが適当ではないか。
- また、金商法上、金融商品取引業の無登録業者に対する対応として設けられている規定を暗号資産交換業にも適用することとし、無登録業者に対する暗号資産交換業を行う旨の表示等の禁止の規定や裁判所による緊急差止命令、証券取引等監視委員会による緊急差止命令申立権限とそのための調査権限を整備することが適当ではないか。

（注）なお、市場制度WGにおいて、主に無登録金商業と不公正取引の複合事案へ適切に対応する観点から、無登録金商業について証券取引等監視委員会による犯則調査の対象とすることが検討されている。

- 株式等については、無登録業者による未公開株式等の取引に係る投資者被害を踏まえ、無登録業者等による未公開株式等の売買契約等は暴利行為に該当するものと推定して売買契約等を原則として無効とする民事効規定が設けられている。暗号資産については、海外無登録業者等との取引もある中、一律に無登録業者の売買契約等が暴利行為に該当するものと推定してよいか慎重に検討する必要があるが、一方で、無登録業者による詐欺的な勧誘等による投資者被害が生じていることも踏まえながら、民事効規定を創設することが適切か否か検討すべきではないか。

（投資運用等に係る不適切行為への対応）

- 暗号資産取引についての投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状に鑑みれば、暗号資産の投資運用や投資アドバイスについても投資運用業及び投資助言業の対象とすることで業務の適切な運営を確保することが適当ではないか。

その他の暗号資産を巡る利用者被害への対応

（支払手段としての利用者被害の未然防止）

- 最近のトラブル事案では、無登録業者による暗号資産投資勧誘のほか、何らかの詐欺的な投資商品勧誘に伴う支払手段として暗号資産が利用されるケースが増加している。こうしたケースでは、被害者が国内の暗号資産交換業者に口座を新規開設・入金して暗号資産を購入し、加害者側のアンホステッド・ウォレットに暗号資産を移転するケースが多いことが指摘されている。
- 現状、一部の暗号資産交換業者では、例えば、新規口座開設や取引時に不審な点がある場合や顧客が高齢者である場合には、新規口座開設や取引の動機等をヒアリングする対応や、新規口座開設・入金から一定期間は暗号資産の移転を制限する対応、海外の無登録業者も含め登録業者以外への送金を全面的に禁止する対応などが行われている。
- 暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防止するため、暗号資産交換業者に対し、法令上の義務として、顧客がアンホステッド・ウォレットや無登録業者のウォレットに暗号資産を移転する場合に、詐欺的事案の可能性に関する警告や移転目的の確認、取引モニタリングの適切な実施、新規口座開設直後及び新規ウォレット先への移転について一定の熟慮期間を設ける等の対応を求めることが適当ではないか。
- また、海外の無登録業者への対応（29ページ参照）を講じていくべきではないか。

【刑事罰】

- 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科
- 両罰規定:5億円以下の罰金

【金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止】

- 無登録業者が金融商品取引業を行う旨の表示をすることや、金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすることを禁止^(金融商品取引法第31条の3の2)
- 上記の規制の違反については、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又は併科(両罰規定あり)の刑事罰あり。

【緊急差止命令】

- 裁判所は、緊急の必要があり、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときは、当局の申立てにより、法令違反行為(金融商品取引法又は同法に基づく命令に違反する行為)を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止・停止を命ずることができる^(金融商品取引法第192条)。
- 上記の命令の違反については、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又は併科(両罰規定(3億円以下の罰金)あり)の刑事罰あり。

【民事効規定】

- 無登録業者が、未公開有価証券につき売付け等を行った場合には、対象契約は、無効とする。ただし、無登録業者等が、当該売付け等が顧客の知識、経験、財産の状況及び対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。
^(金融商品取引法第171条の2)

- 金融商品取引法における犯則調査権限は平成4年証券取引法改正により証券取引等監視委員会の設置とともに創設されたものであり、この犯則調査権限により、証券取引等監視委員会の職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求め、質問をし、その物件を検査・領置でき、また、裁判官の発する許可状により、臨検・搜索・差押えをすることが可能となる。
- 上記の趣旨は、取引の公正の確保という行政目的の実現や証券取引等監視委員会の職員が事件の解明に必要な専門的知識・能力を有すること等にあるところ、不公正取引等の罪に係る事件が有価証券の売買等の公正を害するものとして犯則事件とされているが、金融商品取引業の無登録業等の罪に係る事件は犯則事件とされていない。
- この点、平成4年当時は、証券業の無免許営業（現在の金融商品取引業の無登録業等に相当するもの）は有価証券の売買等の公正を害するものや調査に専門的知識・能力を要するものとまでは考えられていなかったが、
 - ・ その後、金融商品取引業の無登録業等の実態に応じて順次罰則の強化及び民事効規定等を導入してきた経緯を踏まえれば、現在においては、金融商品取引業の無登録業等は有価証券の売買等の公正を害する蓋然性があるものと考えられること、
 - ・ 複雑化する金融商品取引業の無登録等の事案の解明には専門的知識・能力が必要となっており（注）、近年の事案においては、金融商品取引業の無登録業と複雑化・巧妙化する不公正取引（偽計・相場操縦等）が同時に行われており、より一層の専門的知識・能力を活用することが要請されていることを踏まえ、金融商品取引業の無登録業等の罪に係る事件を犯則事件に追加することとしてはどうか。
（注）その対応として、例えば、平成20年金融商品取引法改正においては、裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのために必要な調査の権限が金融庁から証券取引等監視委員会へ委任された。
- 他方、犯則事件とされていない金融商品取引法のその他の罪に係る事件については、現時点で違反事案が多く発生するなどの事象は顕在化しておらず、今後もそうした事案は限定的と考えられるため、証券取引等監視委員会の職員の専門的知識・能力を活用することに対する社会的要請が強いとまではいえないか。

I. 業規制(各論)

(1) 業規制の基本的な方向性

(2) 業規制の個別の論点

(3) 銀行・保険会社等における暗号資産交換業等の検討の方向性

II. 無登録業者への対応等

III. 海外業者・DEXへの対応

IV. 不公正取引規制(各論)

(1) インサイダー取引規制

(2) その他の不公正取引規制

(3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント

V. 暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

海外の無登録業者への対応

- いわゆるクロスボーダー取引に対する金商法の業規制の適用については、規制対象行為の一部が国内で行われれば金商法令を適用するという考え方(属地主義)を基本としつつ、金商法令の目的が十分に達成できない場合に、国外でなされた行為が国内に一定以上の「効果」を及ぼす場合にも金商法令を適用するという考え方(修正効果主義)がある。

証券監督者国際機構(IOSCO)が1998年9月に発表した報告書「インターネット上の証券活動」(抄)

「発行者又は金融サービスの提供者によるインターネット上の募集或いは販売活動が規制当局の法域で行われ、又は、発行者又は金融サービスの提供者によるオフショアでの活動が規制当局の法域の居住者又は市場に実際に重大な効果を及ぼす場合には、規制当局は、そのような活動に関する(例えば、免許や登録要件のような)規制を課することができる」

- 海外所在業者であっても、日本居住者のために、又は日本居住者を相手方として、金融商品の取引を行う場合には、原則として、金商法上の登録が必要である。[登録を受けていない海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、有価証券投資等の勧誘を行っていることが確認される場合には、行政において警告を行うとともに公表を行っている。](#)
- クロスボーダーの暗号資産取引については、現行の制度運用上、無登録の外国の事業者が、日本語のウェブサイト等により本邦居住者向けに暗号資産取引等の勧誘をしている場合については、[警告・公表やアプリストアへの削除要請といった対応](#)を行っている。欧州のMiCAでも、EU域外の事業者により、EU域内の顧客に勧誘が行われる場合には、規制対象とされていることを踏まえ、暗号資産を金商法の規制対象とする場合にも、引き続き、上述の対応を行うとともに、[無登録業者への対応](#)(24ページ参照)や[外国規制当局との調査協力の強化](#)(57ページ参照)を講じていくべきではないか。

※ なお、金商法上、外国証券業者(「金融商品取引業者及び登録金融機関となることのできる金融機関」以外の者で、外国の法令に準拠して、外国において有価証券関連業を行うもの。)が、勧誘することなく、国内の顧客の注文を受けて当該顧客との間で有価証券の売買等を行うことは認められており、暗号資産取引についても同様のルールを整備することで、規制の適用関係を明確化してはどうか。

○金融商品取引法(抄)

(外国証券業者が行うことのできる業務)

第五十八条の二 外国証券業者は、国内にある者を相手方として第二十八条第八項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者のうち、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合(当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))若しくは代理を行う場合を除く。)その他政令で定める場合は、この限りでない。

○金融商品取引法施行令(抄)

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。))を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。))及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))若しくは代理を行う場合を除く。とする。

一 [略]

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(前号に該当する場合を除く。)

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。))のうち内閣府令で定めるもの又は当該者(第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。))を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。))

ロ [略]

三 [略]

[参考]外国暗号資産交換業者に対する基本的考え方(事務ガイドライン)

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係)(令和7年10月現在)

Ⅱ－5 外国暗号資産交換業者に対する基本的考え方

Ⅱ－5－1 外国暗号資産交換業者の勧誘の禁止

外国暗号資産交換業者(法に基づく登録を受けた者を除く。以下、Ⅱ－5－2において同じ)は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、暗号資産交換業に係る取引の勧誘をしてはならない。

(注) 外国暗号資産交換業者を含め、海外に存在する事業者が国内にある者との間で暗号資産の交換等を業として行う場合、当該事業者の行為は、暗号資産交換業に該当することに留意する。

Ⅱ－5－2 外国暗号資産交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国暗号資産交換業者がホームページ等に暗号資産交換業に係る取引に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者との間の暗号資産交換業に係る取引につながらないような合理的な措置が講じられている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

(1) 担保文言

日本国内にある者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと。
- ② 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内にある者が合理的に判読できる言語により表示されていること。

(2) 取引防止措置等

日本国内にある者との間の暗号資産交換業に係る取引を防止するための措置が講じられていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 取引に際して、利用者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること。
- ② 明らかに日本国内にある者による暗号資産交換業に係る取引であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該者からの注文に応ずることがないよう配意していること。
- ③ 日本国内に利用者向けのコールセンターを設置する、或いは日本国内にある者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある者に対し暗号資産交換業に係る取引を誘引することのないよう配意していること。
また、以上に掲げる措置はあくまでも例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、日本国内にある者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

- (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの暗号資産交換業に係る取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国暗号資産交換業者は、日本国内にある者との間で勧誘を伴う暗号資産交換業に係る取引が行われていない旨を証明すべきである。

DEXについてのこれまでの議論

（ディスカッションペーパーでの記載）

- ディスカッションペーパーでは、いわゆるDEX（分散型取引所:Decentralized Exchange）について、以下のように記載している。

検討の方向性

＜留意点＞

- ✓ 上記のような業規制のあり方の検討は、交換業者が基本的にゲートキーパーとしての役割を果たしている現状を踏まえたものであり、ノンカस्टディアル・ウォレットに基づくDEX（分散型取引所）での取引が将来的に拡大する可能性もあることから、将来の実務の進展に留意する必要。

（DEXの一般的な性質）

- いわゆるDEXについて、明確な定義は存在しないが、一般的に以下の性質を有することが指摘されている。
 - 従来の中央集権型取引所（CEX: Centralized Exchange）のように取引所運営者が管理・仲介するのではなく、利用者同士がスマートコントラクトを通じてP2Pで暗号資産の交換を自律的に実行することができる
 - ガバナンストークンの保有者による投票を通じて運営方針を決定しており、中央集権的管理者がいない又は特定し難い
- 一方で、DEXと称するサービスの中には、実際には中央集権的な性質を維持している場合があるとの指摘もある。

(DEXへの対応)

- DEXに係るプロトコルの開発・設置は、利用者に暗号資産同士の交換を可能とするものであり、その点ではサービスの暗号資産交換業該当性が論点となり得るが、自らは顧客への勧誘は行わない、開発後はプロトコルでサービスが提供されて人為的要素が少ない等の特徴があり、欧米においては、一定のDEXについて日本の暗号資産交換業と同等の規制の対象外との整理がなされている。

※ 欧州のMiCAでは、暗号資産サービスが仲介者なしで完全に分散化された方法で提供される場合、当該サービスは同法の適用範囲に含まれるべきではないとされており、米国で下院通過したCLARITY法案でも、DEXを含むDeFi(分散型金融)の活動は、当局による反詐欺・反相場操縦の権限の適用を除き、同法案の規制の対象外とされている。また、いずれも具体的な運用の詳細は明らかではない。

- 一方で、DEXには、**プロトコルの不備等により利用者が不測の損害を被るリスク**がある他、適切なAML/CFT対策が実施されないことにより、**マネー・ローンダリングに利用されるリスク**も存在している。顧客資産の預かりを行わずとも流動性供給者により暗号資産の提供がなされる点も踏まえ、開発後はプロトコルの変更が出来ないDEXを開発・設置する者等に対しては、現在の**暗号資産交換業者に対する規制とは異なる、技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方**について、今後、各国の規制やその運用動向も注視しながら、継続して検討を行うことが適当ではないか。

なお、DEXに係るプロトコルの開発・設置が国内で行われているかの判断が必ずしも容易ではない、規制の名宛人を特定することが困難であるといった事態も想定されることから、**適切なAML/CFT対策のあり方等の論点を中心に、国際的な議論を行っていくことが考えられるか。**

DEXへの対応（続き）

（DEXに接続するUIを提供する事業者への対応）

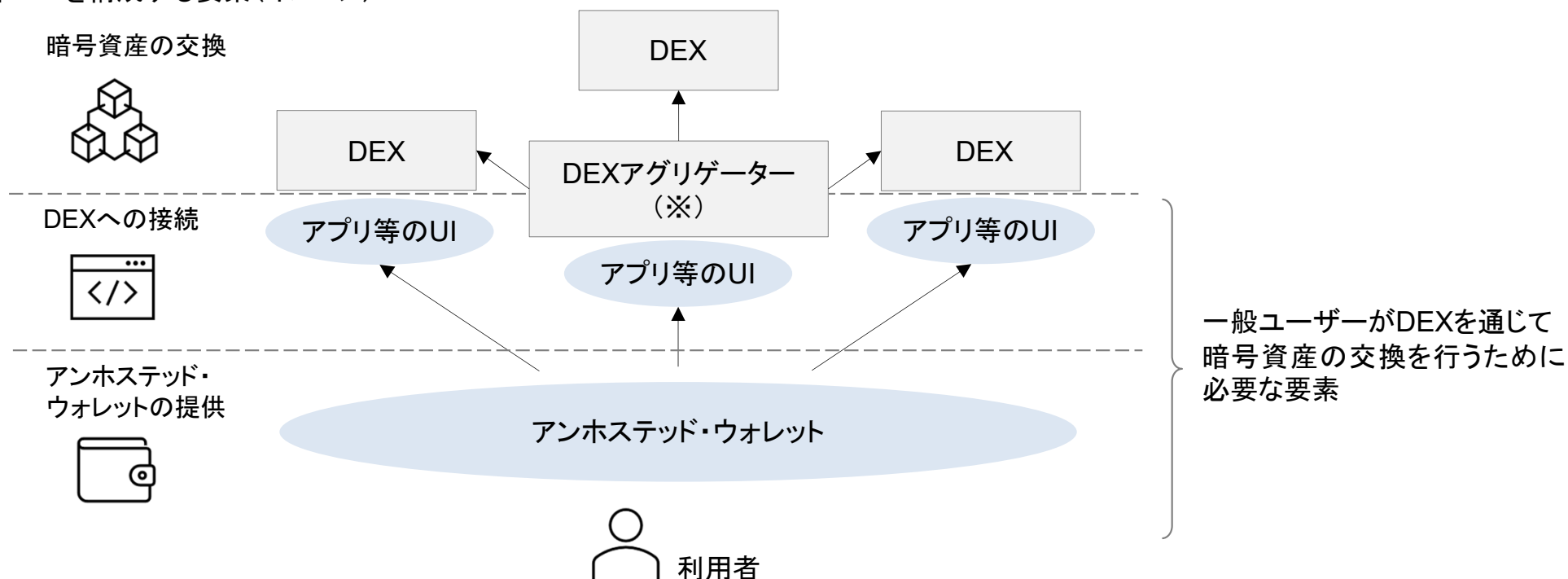
- また、DEXに接続するアプリ等のユーザーインターフェース（UI）を提供し、利用者がDEXで暗号資産の交換を行うことを容易にする事業者も存在しており、国内の利用者は、基本的にUIを通じてDEXに接続すると考えられる。このため、利用者保護を確保する観点から、DEXに接続するUIを提供する事業者についても、今後の検討次第によっては、一定の行為規制を求めることも考えられるか。
- その際、例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業では、暗号資産等の売買・交換の媒介のみを行う者に対し、適切な利用者保護措置の下で財務要件を不要とする等、リスクに応じた規制として整備されたことを踏まえ、DEXに接続するアプリ等のUIを提供する者に対しても、同様に、接続先に係るリスク（プログラムの不備等により利用者が不測の損害を被るリスク等）についての説明義務や犯収法上の本人確認義務を含むAML/CFT対策等といった、リスクに応じた過不足のない規制を課すことを念頭に、各国の規制動向を注視しながら、まずはかかるサービスの実態把握を深めていく必要があるのではないか。
- なお、足下の対応としては、DEXを含め、日本で登録を受けていない業者での取引を行う場合に利用者が不測の損害を被るリスクを、行政や暗号資産交換業者等において、十分に周知することが適当ではないか。

- 金融安定理事会(FSB)の「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」に係る報告書(2022年2月)では、DeFiについて「分散台帳技術(一般的にはパブリックかつパーミッションレス型のブロックチェーン)に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」、DEXについて「スマートコントラクトに基づくP2Pのマーケットプレイスであり、暗号資産の取引が可能」と説明している。

(注)もっとも、分散型と称するDeFiの商品・サービスの中には、実際には中央集権的な性質を維持している場合があるとの指摘もある。

- DEXを構成する要素をどの範囲までにするかについて確立した考え方があるものではないが、例えば以下のような分類が考えられる。

[参考]DEXを構成する要素(イメージ)



(※)典型的には、複数のDEXを横断して最も有利な取引条件を自動的に発見し、取引できるようにするサービス

I. 業規制(各論)

(1) 業規制の基本的な方向性

(2) 業規制の個別の論点

(3) 銀行・保険会社等における暗号資産交換業等の検討の方向性

II. 無登録業者への対応等

III. 海外業者・DEXの取扱い

IV. 不公正取引規制(各論)

(1) インサイダー取引規制

(2) その他の不公正取引規制

(3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント

V. 暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

不公正取引規制についてのこれまでの議論

(第3回WGでの御指摘)

- 第3回WGでは、暗号資産に係る不公正取引規制を整備する方向性に概ね賛同いただいたが、留意すべき点として、主に以下の御指摘があった。

(インサイダー取引規制について)

- インサイダー取引規制について、重要事実等をできるだけ具体化する形式犯的規定では新たな価値変動要因等に法的に対処し切れないのではないか。プリシンプルのような抽象的・実質犯的な規定で整備することや、ガイドラインによる明確化を図ることが適当ではないか。
- 規制対象の明確化の観点から、どの暗号資産が国内暗号資産交換業者で取り扱われているか一覧できる仕組みが必要。
- インサイダー取引規制の適用範囲について、MiCAでは取引がプラットフォームで行われているか否かに関わらず規制対象となっていることを踏まえ、規制対象とする取引の場については検討する必要がある。

(その他の不公正取引)

- 国内の暗号資産交換業者が取り扱っていない暗号資産が野放しにならないよう留意が必要。無登録業に対するエンフォースメントについても検討すべき。
- 暗号資産の不公正取引には、既存の金商法では想定していない特有の手口もあり、既存の金商法でカバーできていない範囲があるのではないかな。
- 暗号資産交換業者が取り扱っていない暗号資産についての不公正取引は、現行の金商法で規定されている不正行為(金商法185条の22)や偽計等(金商法185条の23)で対処できるのではないかな。現行法の不公正取引における規制対象は維持すべき。

インサイダー取引規制の検討の方向性

- 「国内の暗号資産交換業者の提供する取引の場の公正性・健全性に対する投資者の信頼を確保すること」という保護法益を確保するためには、①「対象暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者(インサイダー)が、当該事実の④「公表」前に、⑤取引の場に対する投資者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止する必要がある。
- その際、規制の明確性の観点から、上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースにしつつ、暗号資産の多様性等から、価格変動要因等をあらかじめ特定しにくい暗号資産の性質を踏まえて規定振りを調整することが適当ではないか。

上場有価証券等のインサイダー取引規制

暗号資産

対象
銘柄

上場有価証券等

①【41ページから】

重要
事実

金商法第166条

- ・ 業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うこと・行わないことを決定
- ・ 一定の事実の発生
- ・ 業績予想・配当予想の修正
- ・ 上記以外で、「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（いわゆるバスケット条項）

金商法第167条

- ・ 公開買付け及び買い集めの実施及び中止

②【44ページから】

規制
対象者

上場会社等の関係者
(株主、行政当局、契約締結者等を含む)

公開買付者等の関係者
(株主、行政当局、契約締結者等を含む)

③【48ページから】

公表

- ①有価証券届出書等による公衆縦覧が行われたこと、
- ②「多数の者の知り得る状態に置く措置」
 - i. 2以上の報道機関に公開してから12時間経過したこと
 - ii. 金融商品取引所に通知し、取引所のウェブサイト等で公衆の縦覧に供されたこと 等

④【51ページから】

禁止行為
・
適用除外

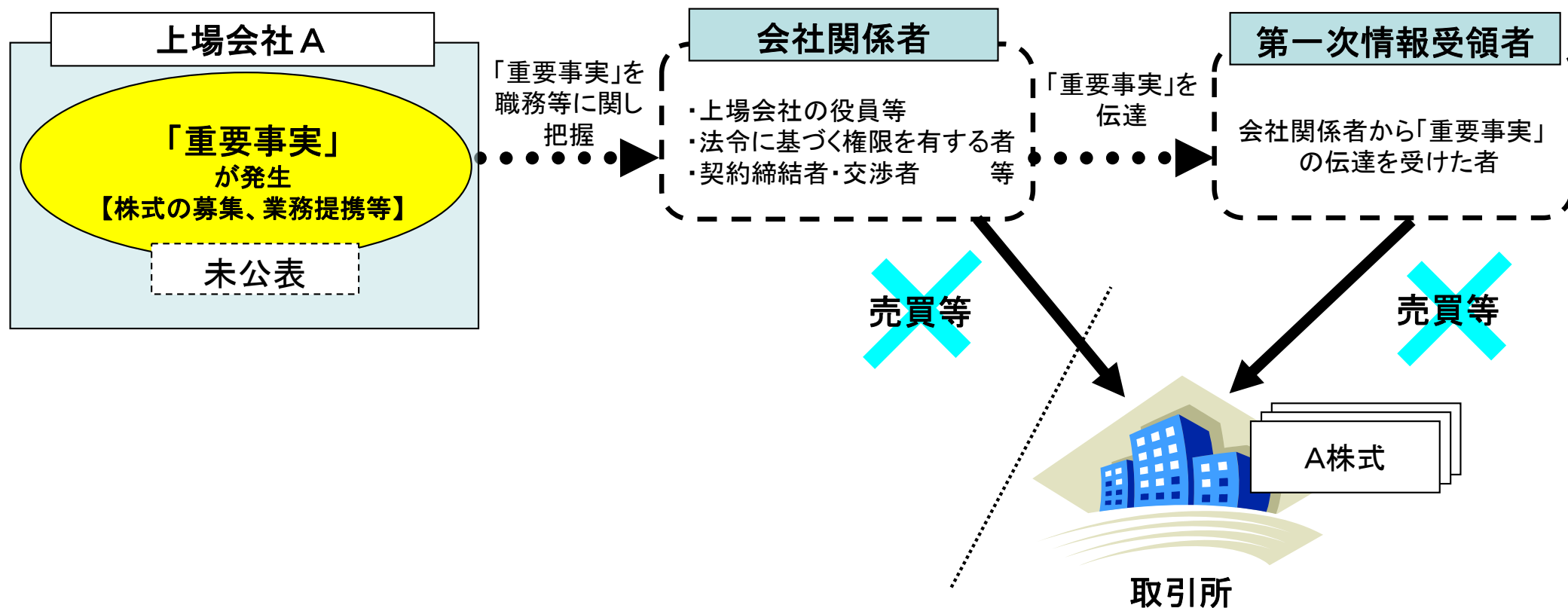
- ・ 未公表の重要事実を知って、「売買等」(売買・交換・現物出資等)を行うことを禁止。
- ・ 保護法益に鑑みて規制対象とする必要がないと考えられる取引の類型を列挙し適用除外。

⑤【52ページから】

[参考]会社関係者によるインサイダー取引規制

【会社関係者によるインサイダー取引規制(金商法第166条)】

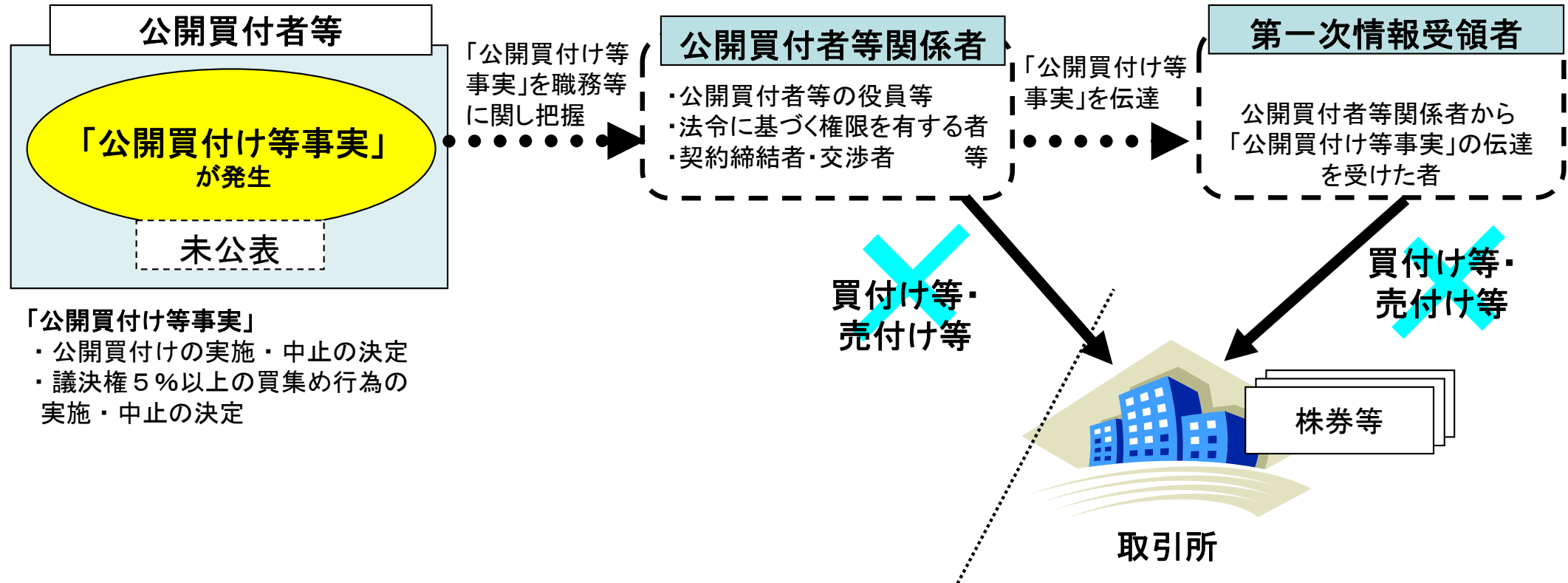
- ❑ 会社関係者であって上場会社に係る業務等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その事実の公表前に上場会社の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。
- ❑ 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(第一次情報受領者)については、会社関係者と特別の関係があると考えられることや潜脱行為の防止のため、インサイダー取引規制の対象とされている。



[参考]公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制

【公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制(金商法第167条)】

- 公開買付者等関係者であって公開買付け等事実を所定の方法により知ったものは、その事実の公表前に株券等の買付け等(公開買付け等の実施に関する事実の場合)・売付け等(公開買付け等の中止に関する事実の場合)をしてはならない。
- 公開買付者等関係者から公開買付け等事実の伝達を受けた者(第一次情報受領者)については、公開買付者等関係者と特別の関係があると考えられることや潜脱行為の防止のため、インサイダー取引規制の対象とされている。

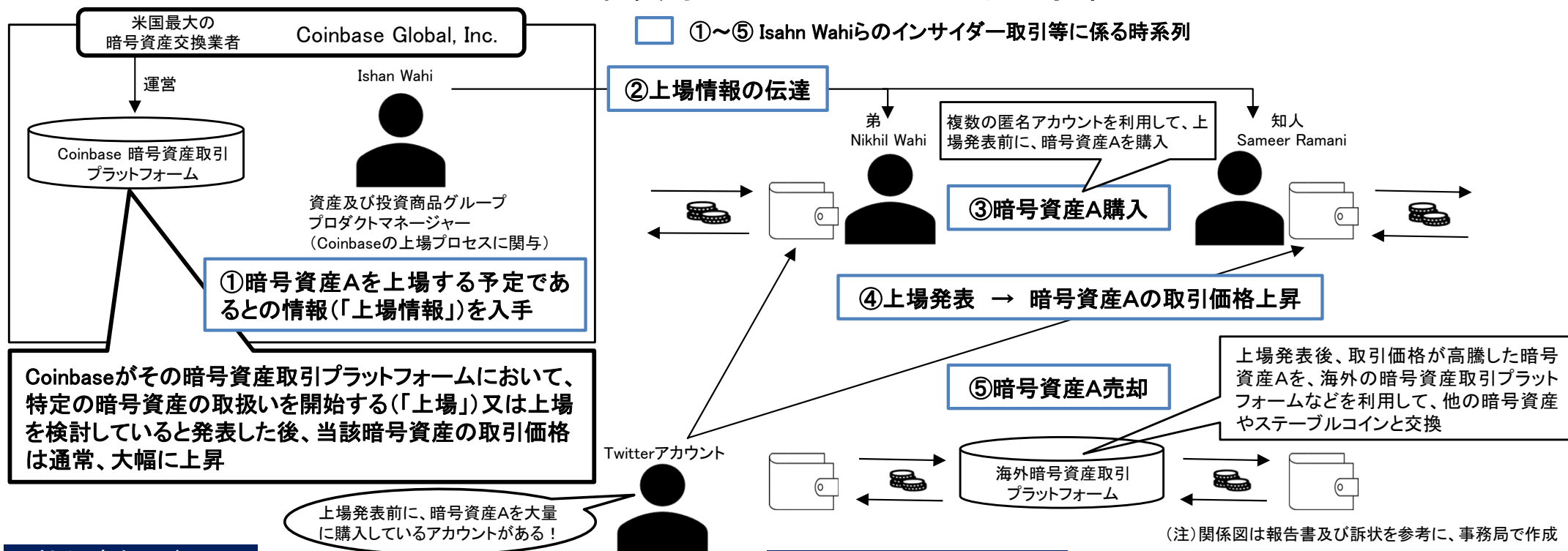


インサイダー取引規制の対象とすべき暗号資産

- 暗号資産のインサイダー取引規制の保護法益を「国内の暗号資産交換業者の提供する取引の場の公正性・健全性に対する投資者の信頼を確保すること」とする場合、規制対象の暗号資産は国内の暗号資産交換業者において取り扱われる暗号資産としつつ、上場有価証券等と同様、『取引所』での取引か否かを問わず、いわゆるDEXでの取引やP2P取引を含めてインサイダー取引規制の対象とすることが適当ではないか。
- また、国内の暗号資産交換業者で取り扱われる前でも、以下の理由から、その取扱申請がされた暗号資産については規制対象に含めることが適当ではないか。
 - (有価証券との比較)
 - ✓ 上場有価証券等のインサイダー取引規制では、金融商品取引所に上場する前の株式等は規制対象外とされているが、非上場株式等は、一般にセカンダリー取引の場に乏しく、その譲渡について取締役会等の承認を通常要する。これに対し、暗号資産は、国内の暗号資産交換業者による取扱い前であっても、DEX・相対等で自由に取引を行うことが可能であるため、両者の流動性に違いがあること
 - (海外での執行事例)
 - ✓ 暗号資産交換業者による新規取扱いは典型的な価格上昇要因であり、米・Coinbase社員等によるインサイダー取引事案では、Coinbaseが新規に取り扱う暗号資産について、新規取扱いによる高騰を見込んで事前に買い付け、新規取扱後に売却して利益を得ており、こうした買付行為を規制対象とする必要があること
 - (海外の法制)
 - ✓ 欧州(MiCA)では、暗号資産サービス提供者が運営する取引プラットフォーム上で取引が承認され、又は、取引の承認申請がされている暗号資産がインサイダー取引規制の対象とされていること
- 規制対象を明確にする観点から、どの暗号資産が国内暗号資産交換業者で取り扱われているか、JVCEAにおいて一覧性を持った形で分かりやすく情報提供することが適当ではないか。

[参考]米国証券取引委員会(SEC)による法執行

Coinbase社員等によるインサイダー取引事案



執行事例の概要

- Coinbaseは、米国最大の暗号資産取引プラットフォームの1つを運営
- 2021年6月頃～2022年4月頃、Coinbaseの社員であったIshanは、Coinbaseによる暗号資産の上場発表の内容やタイミングに関する非公開情報を、弟Nikhilと知人Sameerに繰り返し伝達。NikhilとSameerはこの情報を利用して、複数の暗号資産を上場発表に先立って取引し、少なくとも110万米ドルの利益を得た
- 2022年4月、あるTwitterアカウントにおいて、Coinbaseによる上場発表の約24時間前に数十万米ドルの暗号資産を購入したイーサリアムブロックチェーンウォレットを特定したとのツイートが投稿
- 2022年7月、SEC及び米国司法省(DOJ)は、上記3名を訴追
- 2024年3月、米連邦地裁は、「Coinbaseのような流通市場での特定の暗号資産の取引は証券取引である」旨の判決を下した。

本件に係る訴訟の状況

原告	SEC (民事)	DOJ (刑事)
被告(人)	Ishan Nikhil (Ishanの弟) Sameer (Ishanの友人)	同左
訴状項目／訴因	詐欺防止規制	通信詐欺 通信詐欺の共謀
訴訟	2022年7月21日 訴追 2024年3月1日SEC勝訴	2022年7月21日 訴追 2023年1月 Nikhilに禁錮10月の有罪判決 同年5月 Ishanに禁錮2年の有罪判決

[参考]欧州におけるインサイダー取引の規制動向

未定稿

□ 欧州「暗号資産市場規制」(The Markets in Crypto Assets Regulation: MiCA)

※2024年末完全施行

適用範囲

(第86条)

- 暗号資産サービス提供者が運営する暗号資産の取引プラットフォーム上で取引が承認され、又は、当該承認申請がなされている暗号資産に限って適用
- 取引、注文又は行為が取引プラットフォームで行われているか否かに関わらず適用

内部情報の定義

(第87条第1項)

- 直接的又は間接的に、単数又は複数の発行者、募集者若しくは上場申請者又は単数若しくは複数の暗号資産に関連する、公表された場合に当該暗号資産の価格又は関連する暗号資産の価格に大きな影響を及ぼす可能性がある、公表(※)されていない正確な情報
※公表措置については特に定められていない

インサイダー取引の定義

(第89条第1項・第4項)

- 自己又は第三者の計算で、直接又は間接に、当該内部情報に係る暗号資産の取得・処分等により保有する内部情報を利用すること
- 内部情報を保有する者からの推奨・勧誘が内部情報に基づくものと知り又は知り得るにもかかわらず、当該推奨・勧誘を利用すること

禁止行為

(第89条第2項・第3項、第90条)

- インサイダー取引への関与等
- 他人へのインサイダー取引の推奨・勧誘
- 内部情報の不当な開示

対象者

(第89条第5項)

- 以下の①から④までの結果として内部情報を保有する者
- 以下の①から④まで以外の状況下で内部情報を保有し、かつ、内部情報と知り又は知り得た者
 - ①暗号資産の発行者、募集者又は上場申請者の管理機関、経営機関、又は監督機関の構成員であること
 - ②当該発行者、募集者又は上場申請者の資本を保有していること
 - ③雇用、職務若しくは任務の遂行を通じて又は分散型台帳技術若しくはこれに類する技術における役割に関連して情報へのアクセスを有していること
 - ④犯罪行為に関与していること

課徴金

(第111条第1項・第5項・第6項)

- 加盟国は、課徴金額の上限額を、①違反による利得又は損失回避した金額の3倍以上で、かつ②(自然人)500万ユーロ以上・(法人)1,500万ユーロ以上又は年間売上高の15%以上の金額として国内法で措置
※加盟国は、国内法において刑罰が導入済である場合、課徴金制度の制定を要しない

刑罰

(第111条第1項参照)

- 各加盟国に委ねられている

重要事実

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制では、「重要事実」について、**発行者内部の情報と外部情報の両面**が規定されている。また、前者の情報については、発行者において決定・発生等する投資者の投資判断に影響を及ぼすべき性質の事実を、**できるだけ個別列挙し、バスケット条項で補完**している。
- 暗号資産については、典型的に重要事実該当する事象の蓄積が現状では十分でない一方、規制の予見可能性・透明性を確保する観点から、上場有価証券等のインサイダー取引規制も参考に、「重要事実」に**当たることが明確なものを個別列挙した上で、バスケット条項で補完することについてどう考えるか。**
- 具体的には、投資者の投資判断に影響を及ぼし得る事象として想定される以下の**3つの類型について、「重要事実」に当たることが明確なものを個別列挙しつつバスケット条項を規定することが適当ではないか。**

【1】中央集権型暗号資産(類型①)の発行者の業務等に関する重要事実

- ・ 金商法第166条第2項を参考に、**中央集権型暗号資産(類型①)の発行者の業務等に関する事実を個別列挙**することが考えられる。その際、どのような事実を列挙することが考えられるか(例:発行者の破産や、重大なセキュリティリスクの発覚等)。

【2】暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実

- ・ 暗号資産の**新規上場・上場廃止**やその**流出**等を個別列挙することが考えられるか。

【3】大口取引に関する重要事実

- ・ 暗号資産の価格は主に需給で決まるため、**市場需給情報を捉える必要性が高い**と考えられる。そこで、金商法第167条第2項に定める公開買付け等の実施又は中止に関する事実を参考に、**暗号資産の価格等に著しい影響を与える取引の決定又はその中止の決定を重要事実とすることが考えられるか。**その際、「暗号資産の価格等に著しい影響を与える取引」としてどのような線引きが考えられるか(例:企業会計上持分法が適用される影響力基準等も参考に、発行済暗号資産の20%以上の売買等)。

[参考]会社関係者のインサイダー取引規制の重要事実

重要事実(金商法第166条第2項第1号～第4号) 上場会社等につき

① 決定事実(1号イ～タ)

- ・新株等発行(1号イ)
- ・資本金の額の減少(1号ロ)
- ・資本準備金または利益準備金の額の減少(1号ハ)
- ・自己株式の取得(1号ニ)
- ・株式または新株予約権の無償割当て(1号ホ)
- ・株式分割(1号ヘ)
- ・剰余金の配当(1号ト)
- ・株式交換(1号チ)
- ・株式移転(1号リ)
- ・株式交付(1号ヌ)
- ・合併(1号ル)
- ・会社分割(1号ヲ)
- ・事業の全部または一部の譲渡または譲受け(1号ワ)
- ・解散(1号カ)
- ・新製品または新技術の企業化(1号ヨ)
- ・業務上の提携及びイ～ヨに準じるものとして令28条各号に規定する事項(1号タ)
 - 令28条1号 業務上の提携または業務上の提携の解消
 - 2号 子会社の異動を伴う株式または持分の譲渡または取得
 - 3号 固定資産の譲渡または取得
 - 4号 事業の全部または一部の休止または廃止
 - 5号 金融商品取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請
 - 6号 認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請
 - 7号 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請
 - 8号 破産手続開始、再生手続開始または更生手続開始の申立て
 - 9号 新たな事業の開始
 - 10号 防戦買いに規定する要請
 - 11号 預金保険法74条5項の規定による申出

[参考]会社関係者のインサイダー取引規制の重要事実（続き）

重要事実（金商法第166条第2項第1号～第4号） 上場会社等につき

② 発生事実（2号イ～ニ）

- ・災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害（2号イ）
- ・主要株主の異動（2号ロ）
- ・特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの上場の廃止または登録の取消しの原因となる事実（2号ハ）
- ・イ～ハに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実（令28条の2各号）

令28条の2

- 1号 財産上の請求に係る訴えが提起されたこと、判決があったこと、訴訟の全部（一部）が裁判によらずに完結したこと
- 2号 事業の差止め等を求める仮処分命令の申立て、当該申立てに対する裁判、これらが裁判によらずに完結したこと
- 3号 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- 4号 親会社の異動
- 5号 破産手続開始の申立て等
- 6号 手形等の不渡り等
- 7号 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- 8号 売掛金等債権や保証債務を履行した場合の主たる債務者への求償権につき債務不履行のおそれが生じたこと
- 9号 主要取引先との取引の停止
- 10号 債権者による債務の免除、第三者による債務の引受け、弁済
- 11号 資源の発見（鉱物資源）
- 12号 特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- 13号 特別支配株主が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと、公表した株式等売渡請求を行わないことを決定したこと

③ 決算情報（3号）

- ・売上高、経常利益もしくは純利益もしくは剰余金の配当または属する企業集団の売上高等につき、公表された直近の予想値に比して新たに算出した予想値または当事業年度の決算で差異が生じたこと

④ バスケット条項（4号）

- ①～③を除き、上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資家の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

重要事実(金商法第167条第2項)

公開買付者等が、それぞれ公開買付け等(※)を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る公開買付け等を行わないことを決定したこと

(※)「公開買付け等」とは、

- 同法第27条の2第1項に規定する株券等であって、金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するものについて、同法第27条の2第1項又は同法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
又は
- 上場株券などを買集める者が、自己又は他人名義で買集める株券等の議決権数が総株主等の議決権数の5%以上となる場合の買集め行為
をいう。

規制対象者

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制は、上場会社・公開買付者等の内部情報を知り得る特別の立場にある者が、当該特別な立場にあることに起因して内部情報を知った場合を規制対象として捉えている。
- 暗号資産のインサイダー取引規制についても、上場有価証券等と同様に、重要事実に接近できる立場にある者が、特別な立場にあることに起因して内部情報を知った場合を規制対象とすることが適当ではないか。具体的には、重要事実の類型に応じて、以下【1】～【3】を規制対象者として考えられるか。

重要事実(案)

中央集権型暗号資産(類型①)の発行者の業務等に関する重要事実

暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実

大口取引に関する重要事実

規制対象者(案)

【1】中央集権型暗号資産(類型①)の発行者の関係者

(※)上記の者が職務等を通じて知った場合に規制対象

【2】暗号資産交換業者の関係者

(※)上記の者が職務等を通じて知った場合に規制対象

【3】大口取引を行う者の関係者

(※)上記の者が職務等を通じて知った場合に規制対象

(注)なお、暗号資産については、暗号資産交換業者による勝手相場など、中央集権型暗号資産の発行者が関知しない場合があるため、「暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実」に係る規制対象者については、「暗号資産交換業者の関係者」を特に規定する必要があるものと考えられる。

(※)韓国におけるインサイダー取引規制では、「暗号資産業者」が規制対象者として明記されている。

[参考]上場有価証券等と暗号資産のインサイダー取引規制の対象者(案)の比較

		上場有価証券等		暗号資産		
重要事実の類型		上場会社等に関する重要事実	公開買付等事実	中央集権型暗号資産の発行者の業務等に関する重要事実	暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実	大口取引に関する重要事実
重要事実の発生源		上場会社等	公開買付者等	中央集権型暗号資産(類型①)の発行者	暗号資産交換業者	大口投資家
特別の立場にある者	役員等	上場会社等・公開買付者等の役員等		上記発行者、交換業者又は大口投資家の役員等		
	株主	上場会社等・公開買付者等に対する会計帳簿閲覧権を有する株主等		上記発行者、交換業者又は大口投資家に対する会計帳簿閲覧権を有する株主等		
	行政当局等	上場会社等・公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者		上記発行者、交換業者又は大口投資家に対する法令に基づく権限を有する者 (注)		
	契約関係者	上場会社等・公開買付者等と契約締結又はその交渉中の者		上記発行者、交換業者又は大口投資家と契約締結又はその交渉中の者		
	株主・契約関係者の役員等	上記「株主」・「契約関係者」の役員等		上記「株主」・「契約関係者」の役員等		
	第一次情報受領者	上記に列挙した者から重要事実又は公開買付等事実の伝達を受けた者		上記に列挙した者から重要事実の伝達を受けた者		

(注)法令に基づく権限を有する者としてJVCEAを含めることが考えられる

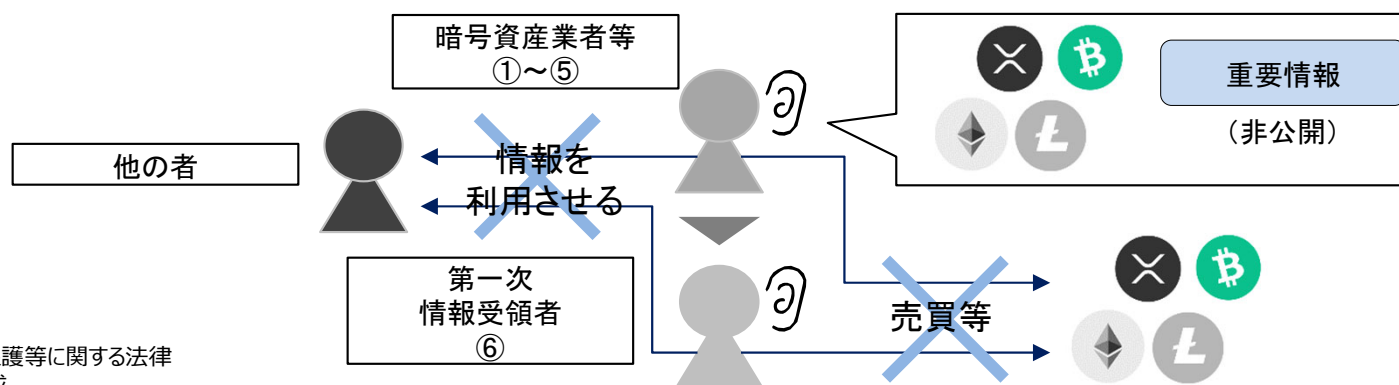
[参考]韓国におけるインサイダー取引の規制動向

未定稿

□ 大韓民国「仮想通貨利用者保護等に関する法律」第10条1項

※2024年7月19日施行

※金融委員会(FSC)/金融監督院(FSS)がIOSCOに加盟



以下の①～⑦は、未公表重要情報(※1)を当該暗号資産の売買その他の取引に利用し、または他者に利用させてはならない。

※1: 利用者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある情報であって、不特定多数の者に開示(※2)されていないもの

対象者

- ① その職務に関して重要な未公表重要情報を知った暗号資産業者、暗号資産の発行者(法人を含む)、執行役、使用人、代理人
- ② ①が法人である場合、権利行使をする過程で未公表重要情報を知った主要株主
- ③ その権限行使に当たって未公表重要情報を知った暗号資産業者、暗号資産の発行者に対して許認可・指示監督権限を有する者
- ④ その過程で未公表重要情報を知った暗号資産業者、暗号資産の発行者との間で契約の締結または交渉過程にある者
- ⑤ その職務に関して未公表重要情報を知った代理人、使用人、その他の従業者
- ⑥ ①～⑤(①～⑤に該当しなくなった日から1年を経過していない者を含む)の該当者から未公表重要情報の伝達を受けた者
- ⑦ ①～⑥に準ずる者として大統領令で定める者

公表方法 (※2)

- 仮想通貨事業者、暗号資産の発行者又は情報公表を委任された者が以下の i ～ vi の方法で公表し、所定の時間が経過したことを指す。
- i 2以上の一定の新聞に掲載された情報: 公表日の翌日0時から6時間(一部例外あり)
 - ii 一定の地上波放送で報道された情報: 放送後6時間
 - iii 聯合ニュースを通じて提供された情報: 提供後6時間
 - iv 仮想通貨取引所が設置・運営する電子伝達媒体を通じて当該取引所により公表された情報: 公表後6時間(一部例外あり)
 - v 暗号資産の発行者又は委任された者が一定の要件を満たすウェブサイト等を通じて公表された情報: 公表後1日
 - vi 金融委員会が規定・告示する方法により公表された情報: 金融委員会が定める時間

課徴金

利得又は損失回避した金額の2倍を上限とする額(当該金額が算定不可等の場合は、最高40億ウォン)の課徴金(罰金との調整あり)
(第17条第1項、第2項)

刑罰

1年以上の有期懲役又は利得・損失回避した金額の3倍～5倍の罰金(当該金額が5億ウォンを超える場合、加重規定あり)(第19条第1項、第3項)

※ 金融委員会(FSC)には、規制違反が疑われる場合には立入検査権限、出頭要求権限が与えられ、また、違反が認められた場合には是正命令、事業活動の停止権限、捜査機関への告訴・告発権限、役員らの処分権限が認められるなど広範な権限が与えられている。

公表措置

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制では、個々の取引が処罰等の対象となるか否かを明確にする観点から、重要事実の「公表」について、以下の通り、重要事実に応じて、特定の主体の公表措置によることとしている。

公表主体		公表方法
上場会社等の重要事実	・上場会社等、子会社 ・上場投資法人等 ・上場投資法人等の資産運用会社	・重要事実が記載されている法定開示書類（有価証券届出書等）が公衆縦覧に供されたこと ・「多数の者の知り得る状態に置く措置」がとられたこと 具体的には、 i. 2以上の報道機関に公開してから12時間経過したこと、又は、 ii. 金融商品取引所に通知し、金融商品取引所のウェブサイト等で公衆の縦覧に供されたこと
公開買付等事実	・公開買付者等	

- 暗号資産のインサイダー取引規制についても、上場有価証券等と同様に、以下の通り、重要事実に応じて公表主体を定めることが適当ではないか。

重要事実(案)	公表主体(案)
中央集権型暗号資産(類型①)の発行者の業務等に関する重要事実	中央集権型暗号資産の発行者
暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実	暗号資産交換業者
大口取引に関する重要事実	大口取引を行う者

- 公表方法については、投資判断に資する情報がSNSを中心に発信されているケースもあるものの、様々な種類のSNSがあり、投資者が把握できるとは限らないこと、発信された情報の削除・改変が容易であること、発信主体・発信内容の真実性が確保されていないこと等から、SNSを公表方法に含めることには課題があるため、暗号資産交換業者やJVCEAのウェブサイトを用いた公表等に限ることが適当ではないか。

禁止行為・適用除外

(禁止行為)

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制では、「売買等」を禁止行為として規定し、売買・交換・現物出資等の所有権を移転する行為を規制対象としている一方、会社法の諸規定によって発行時の投資家保護が図られているため、新規発行に対応する原始取得は禁止行為に含まれていない。
- 暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、「売買等」を禁止行為とするとともに、会社法と同様の規制がないこと等を踏まえ、暗号資産(中央集権型暗号資産(類型①))の新規発行とそれに対応する原始取得(有償取得によるものに限り、マイニング等によるものを除く。)も禁止行為に含めることについてどう考えるか。

(適用除外)

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制では、未公表の重要事実を「知って」取引した場合を規制対象としつつ、保護法益に鑑みて規制対象とする必要がないと考えられる取引の類型が具体的に適用除外として列挙されている。(金商法第166条第6項、第167条第5項)
- 暗号資産のインサイダー取引規制においては、保護法益に鑑みて規制対象とする必要がないと考えられる取引類型について十分な事例の蓄積がなく、また、上場有価証券等のインサイダー取引規制で規定されている適用除外の類型を規定するだけでは不十分な場合もあり得る。このため、例えば、未公表の重要事実を「知って」取引することを規制対象としつつ、取引に関する証拠が行為者側に遍在していること等を踏まえ、「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」を適用除外の類型として追加すること等により、保護法益に鑑みて規制対象とすべき行為のみを捉えることが考えられるか。

[参考]上場有価証券等のインサイダー取引規制における適用除外

会社関係者によるインサイダー取引規制

(金商法第166条第6項)

①	株主割当を受ける権利の行使による取得
②	新株予約権の行使による取得
②の2	オプション行使による売買等
③	会社法上の株式買取請求権の行使による売買等
④	防戦買い
④の2	自己株式等の取得
⑤	安定操作取引
⑥	社債等の売買等
⑦	知る者同士の市場によらない相対取引
⑧	合併等による承継等
⑨	知る前の取締役会決議に基づく合併等による承継等
⑩	新設分割による承継
⑪	組織再編対価としての自己株式等の交付等
⑫	知る前契約・計画に基づく売買、その他特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等

公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制

(金商法第167条第5項)

①	株主割当を受ける権利の行使による取得
②	新株予約権の行使による取得
②の2	オプション行使による売買等
③	会社法上の株式買取請求権の行使による売買等
④	応援買い
⑤	防戦買い
⑥	安定操作取引
⑦	知る者同士の市場によらない相対取引
⑧	情報受領者と一般投資家との間での非対称性の解消
⑨	受領した重要事実についての投資判断上の有用性の喪失
⑩	合併等による承継等
⑪	知る前の取締役会決議に基づく合併等による承継等
⑫	新設分割による承継
⑬	組織再編対価としての自己株式等の交付等
⑭	知る前契約・計画に基づく売買、その他特別の事情に基づく売買等であることが明らかな買付け等・売付け等

インサイダー取引規制に関するその他の論点

(未公表の重要事実の伝達・取引推奨の禁止)

- 上場有価証券等については、利益を得させる目的等による未公表の重要事実の伝達・取引推奨はインサイダー取引を助長し、そうした取引が行われる蓋然性を高めるとともに、類型的に会社関係者に近い特別の立場の者にのみ有利な取引を可能とし、インサイダー取引規制の保護法益である「市場の公正性・健全性の確保に対する投資者の信頼」を損なうおそれがあるとして、これを禁止している(金商法第167条の2)。
- 暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、未公表の重要事実の伝達・取引推奨を禁止しなければ、国内の暗号資産交換業者の提供する取引の場の公正性・健全性に対する投資者の信頼を十全に確保できないため、インサイダー取引規制の導入に併せて、利益を得させる目的等による未公表の重要事実の伝達・取引推奨を禁止することが適当ではないか。

(罰則)

- 暗号資産に係るインサイダー取引規制(情報伝達・取引推奨規制を含む)の罰則は、上場有価証券等のインサイダー取引規制(「五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」と基本的に合わせる)ことが適当ではないか。

(犯則調査・課徴金)

- インサイダー取引規制の実効性を確保する観点から、これらの禁止規定への違反について、証券取引等監視委員会による犯則調査の対象とするとともに、上場有価証券等のインサイダー取引規制と同様の課徴金規定を設けることが適当ではないか。

その他の不公正取引規制

(その他の不公正取引規制)

- インサイダー取引規制以外にも、例えば以下のような相場操縦行為など、暗号資産にも妥当すると考えられる不公正取引規制については併せて整備すべきではないか。
 - 安定操作取引の禁止(金商法第159条3項)は、人為的に高騰・下落を遅らせている相場を自然の需給関係により形成された相場と誤認して売買した取引参加者が、安定操作の停止に伴う相場の高騰・急落により損失を被る事態を防止するために規定されている。当該規制趣旨は暗号資産においても妥当するため、暗号資産の不公正取引規制として整備することが適当ではないか。

(暗号資産特有の不公正取引規制)

- 前述の暗号資産のインサイダー取引規制の枠組みによれば、無登録業者のみで扱われる暗号資産についてはインサイダー取引規制の対象とはならない。また、相場操縦やインサイダー取引の禁止では抑止できない暗号資産特有の不公正取引が行われる可能性もあり得るが、そうした不正行為については、暗号資産の不正行為の一般禁止規制や偽計等(金商法第185条の22-23)により対応する余地があるのではないか。その上で、今後、実際に生じた不正行為事案に応じて典型的に抑止を図っていく必要性が認められた場合には、将来的に検討を行っていくことが適当ではないか。

[参考]暗号資産に係る不正行為の一般禁止・偽計等

○金融商品取引法(抄)

(不正行為の禁止)

第百八十五条の二十二 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暗号等資産の売買(略)その他の取引又はデリバティブ取引等(略)について、不正の手段、計画又は技巧をすること。
- 二 暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。
- 三 暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

2 [略]

(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)

第百八十五条の二十三 何人も、暗号等資産の売買その他の取引若しくは暗号等資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号等資産等(略)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

2 [略]

課徴金制度・その他のエンフォースメント

(課徴金制度)

- 不公正取引規制の実効性を確保し、違反行為への抑止力を高めていく観点から、上場有価証券等の不公正取引に係る課徴金制度と同様に、暗号資産に係る不公正取引についても課徴金制度を創設することが適当ではないか。その際、暗号資産についてはP2P取引やDEXでの取引もあり得る等、その特徴を踏まえた制度設計が必要と考えられるが、他にどのような点に留意する必要があるか。

(市場監視体制)

- 有価証券については、日本証券業協会が会員である証券会社に対し不公正取引を防止するための売買管理体制の整備を求めている。また、取引所から独立した組織である日本取引所自主規制法人が、東京証券取引所及び大阪取引所から委託を受けて、自主規制業務として売買審査を実施し、発見した不公正取引を証券取引等監視委員会へ報告を行うことで、実効性ある市場監視体制が構築されている。これらを参考に、暗号資産取引についても、実効的なエンフォースメントのため、暗号資産交換業者による売買審査や、自主規制機関(JVCEA)による市場監視体制の抜本的強化が必要ではないか。

※暗号資産取引では、複数の暗号資産交換業者を横断的に悪用した相場操縦行為も想定されるため、自主規制機関による横断的な市場監視体制の整備の重要性は上場有価証券等におけるものと同様と考えられる。

(犯則調査権限、課徴金調査権限)

- 不公正取引規制の実効性を確保し、違反行為への抑止力を高めていく観点から、上場有価証券等の不公正取引に係るエンフォースメントと同様に、証券取引等監視委員会における犯則調査権限を創設するとともに、課徴金制度の創設に伴う調査権限を設けることが適当ではないか。

(外国規制当局に対する調査協力)

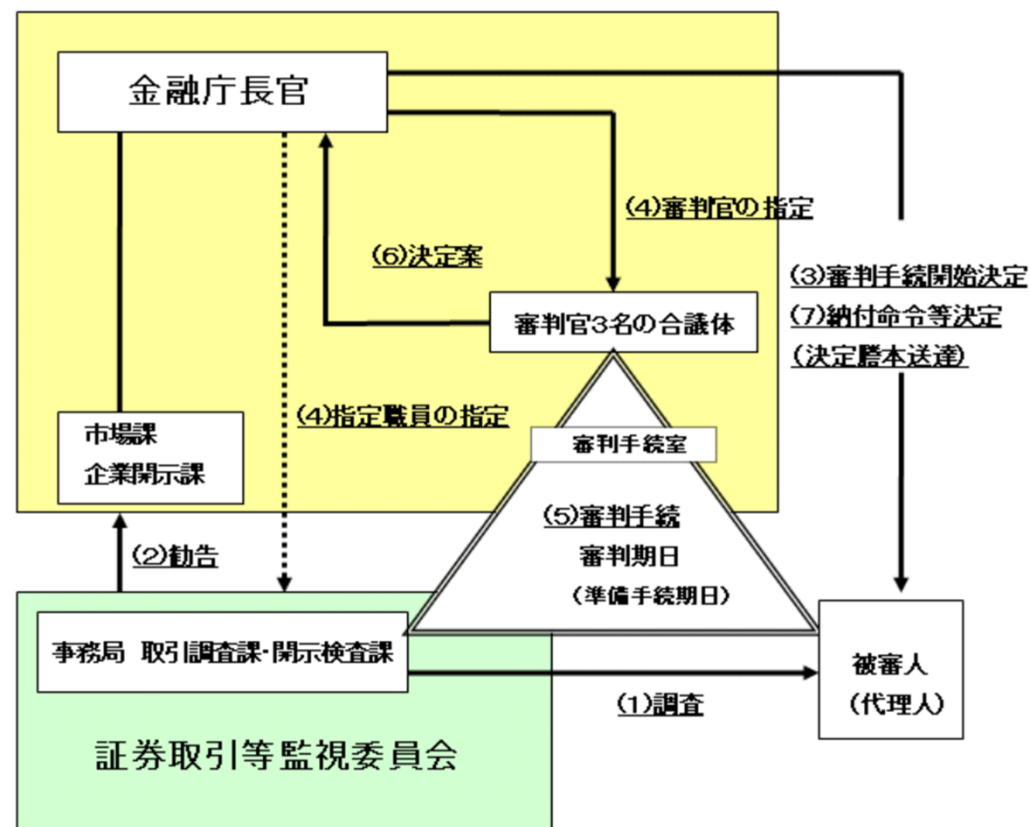
- 金融取引のグローバル化に伴い外国規制当局との連携の重要性は高まっている。暗号資産は容易にクロスボーダー取引が可能であり、また、海外投資家が国内の暗号資産交換業者における取引の場で不公正取引に及んだ場合への対応が必要であることを踏まえると、外国規制当局との協力・情報交換は必要不可欠である。このため、暗号資産取引についても、相互主義の下、外国規制当局に対する調査協力(金商法第189条)の対象とすることが適当ではないか。

(注)なお、市場制度WGにおいて、外国規制当局に対する調査協力に係る権限に出頭を求める権限を追加することが検討されている。

- ❑ 金融商品取引法における課徴金制度は、金融・資本市場における違反行為を的確に抑止し、規制の実効性を確保する観点から、金銭的な負担を課す行政上の措置として導入(平成16年証券取引法改正)。
- ❑ 金融商品取引法における違反行為には刑事罰が規定されているが、謙抑性・補充性の原則(刑事罰は重大な結果を伴うため、他の手段で法目的を達成することができる場合はその発動は控えるべきという考え方)により抑制的に運用されるため、課徴金制度の導入により刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても金銭的な負担を課すことで規制の実効性を確保する。
- ❑ 課徴金の水準は規制の実効性を担保する必要最小限の水準として違反行為により得た経済的利得相当額とされた。

【調査から課徴金納付命令までの流れ】

- ❑ 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ❑ これを受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。)は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ❑ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。



[参考]有価証券の不正取引規制の違反行為に対する課徴金・刑事罰の概要

違反行為		課徴金	刑事罰
(1)	不正行為	—	10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(両罰規定(7億円以下)あり)(必要的没収・追徴あり) (※)財産上の利益を得る目的がある等の要件を満たす場合は10年以下の拘禁刑及び3,000万円以下の罰金に加重
(2)	風説の流布・偽計	以下の㊦及び㊧の合計額((2)・(3)については㊧のみ) ㊦違反行為中に確定した利益 ㊧違反行為終了時点のポジションの評価額(違反行為終了後1カ月間の最大値で反対取引すると仮定して算出した差益)	
(3)	仮装取引・馴合取引による相場操縦		
(4)	現実取引による相場操縦		
(5)	安定操作取引	以下の㊦及び㊧の合計額 ㊦違反行為中に確定した利益 ㊧違反行為開始時点のポジションの評価額(違反行為後1カ月間における平均価格と違反行為中の平均価格の差額)	
(6)	インサイダー取引	重要事実・公開買付け等事実の公表前と公表後の価格の差額(当該事実の公表後2週間における最大の価格で反対取引すると仮定して算出)	5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科(両罰規定(5億円以下)あり)(必要的没収・追徴あり)
(7)	情報伝達・取引推奨	情報受領者等の利得相当額の半額	5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科(両罰規定(5億円以下)あり)

(注) 上記(2)～(5)の課徴金は募集等により有価証券を取得させた場合には違反行為前(上記(5)については違反行為中)と違反行為後の価格の差額、上記(2)～(6)の課徴金は他者の計算で違反行為をした場合には運用報酬の3月分等、上記(7)の課徴金は金融商品取引業に関連する業務(仲介関連業務・募集等業務)に関し違反行為をした場合には報酬の3月分等

[参考]外国規制当局に対する調査協力

○金融商品取引法(抄)

(外国金融商品取引規制当局に対する調査協力)

第百八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条において「外国金融商品取引規制当局」という。)から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

[2～5 略]

I. 業規制(各論)

(1) 業規制の基本的な方向性

(2) 業規制の個別の論点

(3) 銀行・保険会社等における暗号資産交換業等の検討の方向性

II. 無登録業者への対応等

III. 海外業者・DEXの取扱い

IV. 不公正取引規制(各論)

(1) インサイダー取引規制

(2) その他の不公正取引規制

(3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント

V. 暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上等

(投資者の慎重な取引を促す方策)

- 投資者がリスクと商品性を十分に理解し、リスクを許容できる範囲で投資を行うことができるようにするため、暗号資産交換業者に対し、①暗号資産の価格推移の実績や将来予測を殊更強調するなど、リスクを正しく認識することを妨げ、投機的な取引を誘引するような表示を禁止するとともに、②顧客がリスク負担能力の範囲内で取引を行うことを確保するための確認を行う体制(11ページ参照)の整備や、③自主規制規則に基づく取引開始基準や取引・保有限度額の設定等に係る運用の徹底等を求めることが適当ではないか。

(DEXや海外無登録業者での取引に係るリスク周知)

- DEXや海外の無登録業者での取引を行う場合には、利用者に不測の損害が生じるリスクを、行政や暗号資産交換業者等において、十分に周知することが適当ではないか。

(暗号資産投資に係る金融リテラシーの向上に向けた方策)

- 現状、金融経済教育推進機構(J-FLEC)において、詐欺的な勧誘等による金融トラブルを防止する観点を踏まえ、若手層・中堅層の社会人向けの教材に、暗号資産等の仕組みが難しい商品に関連した勧誘への注意喚起が盛り込まれているところ、J-FLECの提供する教材の改訂等を通じて、詐欺的な暗号資産の勧誘等による金融トラブルの防止にとどまらず、例えば以下の暗号資産のリスクや特性について啓発することが適当ではないか。
 - ・ 需給関係によって価格が決まる傾向が強く、価格が大きく変動する可能性があること、
 - ・ 暗号資産交換業者においてハッキング等によりその管理する暗号資産が流出するリスクがあり、当該リスクが顕在化した場合には、利用者の暗号資産が毀損するおそれがあること、
 - ・ 投資者が暗号資産特有の上記のリスクと商品性を十分に理解し、投資者自身のリスク許容度を踏まえた上で、余裕資産の範囲内で投資をすることが肝要であること(暗号資産の特性を理解しないまま投資をしないこと)

顧客の適合性確認に関する自主規制活動等①

JVCEA自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」では、「取引開始基準」として「取引内容、利用者の属性、取り扱う暗号資産の特性、利用者の投資経験、利用者からの預り資産その他会員において必要と認める事項」を盛り込むこと、および「利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額」を定めることを会員に求めています。

暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン																								
(開始基準) 第2条 1. 会員は、利用者との間で暗号資産関連取引を開始するための基準を定め、当該基準に照らして利用者との取引の開始の可否を判断しなければならない。 2. 前項に定める取引開始基準は、取引内容、利用者の属性、取り扱う暗号資産の特性、利用者の投資経験、利用者からの預り資産その他会員において必要と認める事項について定めなければならない。	第2条第1項第2項関係 取引開始基準は、例えば暗号資産でもそれぞれリスク度が異なることから、リスククラスを中心に基準を設けることも有効です。 <table><tr><th></th><th>リスク度1</th><th>リスク度2</th><th>リスク度3</th></tr><tr><td>年齢</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>経験</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>資産</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>所得</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用目的</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 利用者から取引の申し込みがあった場合には、利用者カードに記録する情報と申し込みのあった取引により、上記の基準に照らして適合しているか判定して、取引の可否を決定します。		リスク度1	リスク度2	リスク度3	年齢				経験				資産				所得				利用目的			
	リスク度1	リスク度2	リスク度3																						
年齢																									
経験																									
資産																									
所得																									
利用目的																									

顧客の適合性確認に関する自主規制活動等②

暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン
(取引限度額等) 第3条 会員は、暗号資産関連取引を行うにあたり、利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額を定め、当該利用者による取引の適正な管理に努めなければならない。	第3条関係 取引限度額等の管理は、所定の期間内の累計取引金額を基準とする方法や利用者の暗号資産保有額を基準とする方法、さらには所定の期間内の累計損失額をもって代替する方法などが考えられます。信用取引など利用者が会員に預託する保証金額を上回る損失を生ずるおそれのある取引については、利用者の暗号資産保有額と累計損失額の2方面から限度額基準を定め管理することが最適な方法の1つと考えます。取引限度額等は、利用者に個別に設定することも、一律に設定することも可能です。ただし、一律に設定する場合には、損失許容量が最も小さい利用者に対しても十分安全な水準に設定しなければなりません。取引限度額等に達した利用者については、状態が回復するまでの期間、新たな取引を行わず、暗号資産保有額の整理のための取引のみを行うこととするなど、実効性を伴った取引限度額の管理を行う必要があります。

J-FLEC ⑧ 金融トラブル(その他)



- 『「絶対儲かる・楽しんで稼げる」などとうたった詐欺』が増えています。(暗号資産、バイナリーオプション、高レバレッジのFX等、運用の仕組みが難しい商品に絡んだ勧誘は特に注意が必要です。)

上記商品に限らず、詐欺を狙う手口には気を付けましょう。

- ー絶対勝てる「高額ツール」
- ー儲けがあっても「出金拒否」
- ーアフィリエイト目的の「口座開設」
- ー簡単に稼ぐための「レクチャー」



また、金融商品取引業の登録を受けていない海外業者によるインターネットを介した商品販売や勧誘トラブルも増えています。まずは、**金融庁登録済みの業者かどうか確認**しましょう。